

# 令和元年台風第 15 号及び第 19 号により被災した 世帯に対する緊急小口資金（特例貸付）のご案内

## 貸付金額 10 万円 ※特別な場合は 20 万円も可

特別な場合とは、以下の場合です。

- 世帯員の中に亡くなった方がいるとき
- 世帯員に要介護者がいるとき、
- 世帯員が 4 人以上の世帯
- 重傷者、妊産婦、20 歳未満の未就労の子ども、行方不明者がいる世帯

- 利子 無利子
- 据置期間 1 年
- 返済期間 2 年（24 回払い）
- 連帯保証人 不要

※ただし、お約束の期限までに返済が完了しない場合、残元金に対して年 5%の延滞利子が発生します。

### ■ 対象

「令和元年台風第 15 号及び第 19 号により、災害救助法の適用となった地域」および「都道府県知事により特例措置が必要として設定された地域」に住所を有し、当座の生活費を必要とする世帯（都内居住者または都内避難者に限る）  
他道府県社会福祉協議会で今回の「緊急小口資金（特例貸付）」を既に受けている世帯は対象外です。

### ■ 申込み先 居住地または避難先の区市町村の社会福祉協議会

### ■ 申込みに際して必要な書類等

- ① ご本人の確認ができるもの（健康保険証、運転免許証、パスポート、住基カード等）
- ② 罹災証明書等（貸付決定後の提出も可能です。）
- ③ 要件確認票
- ④ 借入申込書
- ⑤ 借用書
- ⑥ 預金口座振替依頼書（返済金の口座引き落としのためのものです）
- ⑦ 印鑑（銀行印）
- ⑧ その他、東京都社会福祉協議会が指定する書類

※①②⑦のうち、ご用意できないものがある場合は社協にご相談ください。

### ■ 貸付金の送金

ご指定の金融機関口座（ご本人名義に限る）に振り込みます。申込みから送金までは 4 日程度かかります。

※金融機関口座が使用できない状況の方は、ご相談ください。

### ■ 貸付後の手続き

現在避難先にいらっしゃる場合、今後の落ち着き先が決まりましたら、住所をご連絡ください。

### ■ ご返済について

原則として金融機関口座引落しで毎月ご返済いただきます。返済が始まるのは貸付の 1 年後です。引落し口座の設定ができない場合は、指定の払込票でゆうちょ銀行からお振込みいただきます。

ご返済金額

**10 万円の場合** 1 回目～23 回目 ⇒4,160 円  
最終回（24 回目）⇒4,320 円

**20 万円の場合** 1 回目～23 回目 ⇒8,330 円  
最終回（24 回目）⇒8,410 円

審査により貸付を行わないことがあります。また、虚偽の申請や不正な手段により貸付を受けた場合、貸し付けた資金を即時に返済していただきます。

社会福祉法人 東京都社会福祉協議会

〒162-8953 新宿区神楽河岸 1-1 Tel 03-3268-7173